

令和8年度糸魚川市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により策定した糸魚川市一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和8年度糸魚川市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のように定める。

2 処理区域及び面積

- (1) 区域 糸魚川市全域
- (2) 面積 746.41 km²

3 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 処理計画量

(単位：t)

区 分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ	合 計
家庭系一般廃棄物	8,800	220	2,250	11,270
事業系一般廃棄物	2,410	—	—	2,410
合 計	11,210	220	2,250	13,680

5 処理方法

区 分		収集運搬	中間処理		資源化・最終処分	
種 類	分 別	主 体	主 体	処理方法	主 体	処理方法
家庭系 一般廃棄物	燃やせる ごみ	市（委託） 市（許可） 排出者	市（直営）	ストーカ式 焼却処理	市（委託）	焼却灰（資源化・埋め立て） ばいじん（埋め立て・資源化） 不燃残渣（埋め立て・資源化） 金属（資源化）
	燃やせない ごみ	市（委託） 市（許可） 排出者	市（委託）	破碎・選別	市（委託）	廃プラスチック（資源化） ガラス陶磁器類（資源化） 不燃残渣（埋め立て・資源化） 金属（資源化）
	資源 ごみ	市（委託） 市（許可） 排出者	市（委託）	再商品化 資源化	—	—
事業系 一般廃棄物	燃やせる ごみ	排出者 市（許可）	市（直営）	ストーカ式 焼却処理	市（委託）	焼却灰（資源化・埋め立て） ばいじん（埋め立て・資源化） 不燃残渣（埋め立て・資源化） 金属（資源化）

※燃やせるごみは、糸魚川市清掃センターごみ処理施設で行う。

※資源ごみは、「プラスチック製容器包装類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「びん類」、「金物類・小型家電」、「紙・布類」、「廃乾電池」、「廃蛍光管」、「廃食用油」をいう。

6 一般廃棄物の排出抑制等に関する事項

条例により、市、市民等及び事業者が連携し、一般廃棄物の排出を抑制し資源化を図るとともに適正に処理することにより、資源循環型社会の形成及び生活環境の保全を図る。

また、市は、市民等及び事業者に対し、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する意識の啓発を図るため、次の項目について実施する。

【発生抑制・排出抑制計画】

- (1) 『もったいないの心』10か条の推進
- (2) 環境学習・環境教育への支援
- (3) 中高生向けの啓発パンフレット、動画の作成
- (4) 施設見学会の実施
- (5) マイバッグ等持参運動の展開

- (6) ドギーバッグの利用推進
- (7) 生ごみの減量
- (8) 事業所における生ごみの減量
- (9) 20・10・0（に一まる・いちまる・ゼロ）運動の推進
- (10) イベントごみの排出抑制
- (11) 資源物集団回収の周知
- (12) 拠点回収協力の拡充と周知
- (13) ごみ有料化の検討
- (14) 事業系ごみの処理責任の明確化と処理手数料の見直し

7 一般廃棄物の適正処理に関する事項

(1) 一般廃棄物の処理

- ① 家庭系一般廃棄物の収集運搬は、法の規定により委託基準に適合する事業者へ業務を委託する。
- ② 市の計画収集対象外の家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分については、市民等及び事業者が自ら処理又は市の許可業者に委託（依頼）し、市長の指示する方法により処理する。
- ③ 市は、市民等及び事業者が自ら又は市の許可業者に委託（依頼）し、一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設で処分を行う場合には、条例に定める廃棄物処分手数料を徴収する。
- ④ 市民等及び事業者は、一般廃棄物の減量及び一般廃棄物の適正な処理を行うため、法若しくは条例又は清掃事業における安全衛生管理要項等を遵守する。
- ⑤ 廃棄物の不法投棄の防止や野焼きの原則禁止についての市民や事業者に対する周知を徹底し、不適正処理の防止により、良好な生活環境の保全に努める。
また、定期的な不法投棄監視パトロールや市民による不法投棄ボランティア監視員の協力により、不法投棄の早期発見及び未然防止に努める。

(2) 一般廃棄物処理業の許可

- ① 当市の計画収集対象外の一般廃棄物の収集運搬及び処分を業として行う場合は、関係法令により市長の一般廃棄物処理業の許可を必要とするため、別に定める「一般廃棄物処理業等の許可方針」により許可する。
- ② 一般廃棄物処理業の業種は、「収集運搬業」と「処分業」とする。
- ③ 他自治体から当市内に設置する一般廃棄物処理施設への一般廃棄物の搬入について協議があった際には、別に定める「糸魚川市外の一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱」により、当市内に設置される一般廃棄物処理施設での適正処理の確保と地域の生活環境の保全の見地から当市で総合的に判断する。

8 収集・運搬計画

(1) 収集方法及び排出方法

①家庭系一般廃棄物（分別区分／19分別）

家庭系一般廃棄物については、次の分別区分及び排出方法により、収集を行う。

分別区分	収集回数	収集方法	排出方法	
燃やせるごみ	週3回	ごみ集積所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○透明または半透明な袋に入れて出す。 ○生ごみ類は、水分を絞り、袋の口をしっかりと結んで出す。 ○プラスチック製品類、ゴム・皮革製品類で、おおむね30cm以下のもの。 ○木材等は、長さ30cm以下、太さ10cm以下に切って出す。 ○釘などの金属部分は、必ず取り除く。 (自分で壊せない場合は、市の許可業者に依頼する。有料) ○紙類でリサイクル可能なものは、「紙・布類」へ出す。 ○ひもで縛ることのできない木の枝などは、長さ30cm以下にして、米袋に入れて出すことも可能。(マジックなどで中身を表示する。) 	
燃やせないごみ	月1回	ごみ集積所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○透明な袋に入れて出す。 ○大きさ1m以下のものが対象 (大きさ30cmを超えるプラスチック混合類、ガラス・陶磁器製品類) (大きさ1mを超えるものは、市の許可業者に依頼する。有料) ○割れたガラスや陶磁器類などの危険なものは、紙に包み、米袋などに入れて、マジックで中身を表示する。 ○土・砂・液体などは、必ず取り除いて出す。 ○珪藻土製品は、石綿(アスベスト)の含有の有無を確認し、含まれていない場合は、「アスベストなし」と表示する。 ○練炭・豆炭の灰は袋に「灰」と表示する。 	
資源ごみ	プラスチック製容器包装類	月4回～5回	ごみ集積所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○透明な袋に入れて出す。 ○汚れているものは、水ですすいで、乾かしてから出す。 ○汚れがとれないものは、「燃やせるごみ」に出す。 ○緩衝材類は、細かく切って出す。 ○ラベルやシールが剥がれないものは、そのまま出す。
	ペットボトル	月2回	ごみ集積所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○透明な袋に入れて出す。 ○ふたとラベルを取り、すすいで、横につぶして出す。 ○プラスチック製のふたとラベルは「プラスチック製容器包装類」に出す。 ○リングは外さないで、そのまま出す。 ○液体、異物を取り除いて出す。
	白色トレイ	月1回	ごみ集積所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○透明な袋に入れて出す。 ○両面が白色のものが対象 ○トレイに付着している食べ物カスやラップを取り除き、すすいで、乾かして出す。 ○ラベルやシールが剥がれないものは、そのまま出す。 ○色付きや模様のあるトレイ、底が深いトレイは、「プラスチック製容器包装類」へ出す。

分別区分		収集回数	収集方法	排出方法
資源ごみ	びん類	月1回	ごみ集積所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○透明な袋に入れて出す。 ○食料用・飲食用・化粧品が対象 ○ふたを取り、すすいで、乾かして出す。 ○無色透明・茶色・その他の3色に分けて出す。 ○ふたは、分別して出す。 「プラスチック製」⇒「プラスチック製容器包装類」 「金属類」⇒「金物類・小型家電」 ○ラベルやシールがはがれない場合は、そのままです。
	金物類 ・ 小型家電	月1回	ごみ集積所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○細かいものは、透明な袋に入れて出す。 ○大きさ1m以下のものが対象。 ○刃物などは、紙で包む。カッターの刃のように細かいものはスチール缶の中に入れ、口をつぶして出す。 ○空き缶などは中身を残さず中をすすいで出す。 ○自転車、三輪車には、「不用」の表示をする。 ○小型家電製品（本体部分の大きさが1m以下のもの）は、電気コンセントにつないでいたものか、電池で動いていたもの。 ○電池や灯油、オイルは抜いて出す。 ○金属とプラスチックや金属と木類などの複合素材で、金属が多いものも対象 ○スプレー缶、カセットボンベは、使い切って容器に穴を開け、別の袋に入れて、スプレー缶の収集日に出す。 (金物類・小型家電の日とは別日)
	紙・布類	月1回	ごみ集積所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○種類別（紙パック、ダンボール、新聞紙、雑誌類、布類）にまとめて、ひもで十字に縛って出す。 ○衣類では綿製品のほか合成繊維、複合素材、ゴム製品、皮革製品、ビニール製品も「布類」へ分別する。 ○チャックやボタンは外さなくても構わない。 ○衣類で泥や油で汚れているものは、長さ30cm以下に切ってから、「燃やせるごみ」へ出す。 ○ダンボールなどについている粘着テープや金具などは外す。 ○束ねることが困難な小さな紙などは、古封筒に入れて束ねるか、ビニール袋、紙袋などに入れて出すことも可能 ○新聞紙と広告・チラシは別にして出す。 ○紙マークのある容器も「雑誌類」の対象 ○シュレッダーで裁断した紙ごみは、別のビニール袋に入れて、ごみ収集委託業者（日曜日ごみ持込受入業者）へ持ち込む。（毎週月～金曜日及び日曜日ごみ持込日）
	廃乾電池 廃蛍光管 廃食用油	通年	拠点回収方式	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点回収協力店の回収ボックスに入れる。
ライター類	通年	拠点回収方式	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点回収協力店の回収ボックスに入れる。 	

■自己搬入するごみ（市の計画収集対象外の一般廃棄物）

- ・破碎処理が必要なごみ

ふとん、カーペット、じゅうたん、畳、タンスなどの大型家具類など。

（金属部分は外して持ち込むこと。）

- ・燃やせるごみ
- ・燃やせないごみ

○搬入場所 糸魚川市清掃センター ごみ処理施設

○搬入基準 長さ180cm以下、太さ20cm以下

■事業系一般廃棄物

◎排出者自らの責任で適正な処理を行うことを原則とし、その処理方法は次のいずれかの方法とする。

- ・排出する事業者自ら収集運搬し、市内に設置する一般廃棄物処理施設で処分する。又は、市内の許可業者へ委託し処分する。

- ・排出する事業者が市の許可業者へ収集運搬及び処分を委託する。

その他、市内に設置する一般廃棄物処理施設で処理することが困難な場合等で自治体に設置される一般廃棄物処理施設で事業系一般廃棄物の処理を必要とする場合は、排出事業者は市と事前に協議しなければならない。

また、市長は多量の事業系一般廃棄物が排出される場合には、その事業系一般廃棄物の減量計画の作成やその処理方法を別途指示するものとする。

◎これまでの経過から、次のいずれの条件も満たす場合は、家庭系一般廃棄物と見なし、各地区のごみ集積所へ出せるものとする。

- ・1日当たりのごみの排出量等が、家庭系一般廃棄物と同等である場合。
- ・ごみ集積所を管理する利用者及び自治会の了承を得ている場合。

なお、上記の条件を満たしていても、明らかに事業系一般廃棄物として処理を必要とすると市が判断する場合には、事業者に対して自己処理若しくは許可業者への委託による処理を指導する。

(2) 排出禁止物及び適正処理困難物（※1）

一般廃棄物の内、条例で定める排出禁止物となっているものについては、市の一般廃棄物処理施設では処分できないため、適正処理困難物として指定し、市の許可業者等で処分する。該当する廃棄物は次のとおりとする。

区 分	品 目 例
有害性のある物	農薬、薬品等
危険性のある物	ガスボンベ、バッテリー、爆発物
引火性のある物	ガソリン、廃油類（食用油を除く）
著しく悪臭を発する物	塗料、ふん尿等

区 分	品 目 例
特別管理一般廃棄物（※2）	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯・ガーゼ等や注射針
処理機能に支障が生じる物	タイヤ、オートバイ、農機具、魚網、農薬用容器、消火器、大型家具、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、アコーディオンカーテン、ソファー、ソファーベッド、飛散性アスベストを含むもの、温水器、磁気マットレス、砂利、岩石、キッチン、農業用資材、浴槽、ベッド、ボイラー、マッサージチェア、スプリング入りマットレス、大型家電製品（長さ1mを超えるもの）、大型ごみ（長さ1mを超えるもの）、その他処理機能に支障が生じるもの
法律によりリサイクルが義務づけられている物（有料）	エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機、パソコン、自動車等

※1 適正処理困難物

法第6条の3第1項の規定により、環境大臣は市町村が処理する際に困難となっている一般廃棄物を適正処理困難物として指定できると定められている。現在、環境大臣では、次の一般廃棄物を指定している。

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ② 廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③ 廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④ 廃スプリングマットレス

※2 特別管理一般廃棄物

- ① PCB使用製品（廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品）
- ② 廃水銀（水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀）
- ③ ばいじん（ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん）
- ④ ばいじん、燃え殻、汚泥（ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの）
- ⑤ 感染性一般廃棄物（医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの）

9 中間処理計画

(1) 燃やせるごみ

「燃やせるごみ」は、次の処理施設により焼却処理する。ただし、焼却後の不燃残渣に含まれる金属類は、金属製品へ資源化する。

施設名：糸魚川市清掃センターごみ処理施設
所在地：糸魚川市大字須沢 2051 番地 2
型式等：全連続焼却式ストーカ炉
能力：48 t / 24 h (24 t × 2 炉)

(2) 燃やせないごみ

「燃やせないごみ」は、民間事業者が設置する一般廃棄物中間処理施設にて、廃プラスチック、ガラス陶磁器、不燃残渣、金属類に選別し、廃プラスチックは破碎する。

選別後の金属類は、金属製品へ資源化、廃プラスチックは、清掃センターごみ処理施設で焼却、一部の廃プラスチック、ガラス陶磁器類、不燃残渣は、市内のセメント会社で資源化する。なお、一部の不燃残渣は、市外の最終処分場に埋め立てする。

施設名：カネヨ運輸株式会社 カネヨリサイクルセンター
所在地：糸魚川市大字橋立字一ノフジ 5758
型式等：破碎機械

(3) 資源ごみ

① 再商品化義務対象の容器包装廃棄物の処理方法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下：「容器包装リサイクル法」という。）による容器包装廃棄物の内、「プラスチック製容器包装類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「びん類」は特定事業者が再商品化の義務を負う廃棄物（特定分別基準適合物）となっている。

このため、本市が分別収集した特定分別基準適合物については、財団法人日本容器包装リサイクル協会の「指定法人ルート」へ引き渡し、円滑に再商品化を行う。

特定分別基準適合物は、容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項及び同法施行規則第 2 条の規定により、次の場所を保管施設（環境大臣指定場所）とする。

施設名：信越リサイクルセンター
所在地：糸魚川市寺島 2-6-6
対象物：プラスチック製容器包装類、ペットボトル、白色トレイ
形式等：破袋機 1 台 / 1 日 4.8 t (常時)
圧縮梱包機 1 台 / 1 日 4.8 t (常時)
コンベア 手選別用 1 台 50 m³ / h (常時)
搬送用 1 台 50 m³ / h (常時)

施設名：大月カレットセンター
所在地：糸魚川市大字平牛 4032 番地
対象物：カレット / びん類 (茶色・無色透明・その他)

② 再商品化義務対象外の容器包装廃棄物等の処理方法

容器包装リサイクル法では、アルミ製容器、スチール製容器、紙パック、ダンボールの容器包装廃棄物は現在、有償又は無償で譲渡されているため、特定事業者での再商品化の義務対象外となっている。

資源ごみとして収集しているアルミ製容器、スチール製容器、紙類、布類については、市のごみ収集運搬委託業者の保管場所（3か所）で管理し、収集運搬委託事業者の処理ルートで処理する。

施設名：株式会社ツカダ運輸（能生地域） 所在地：糸魚川市大字桂 278-15
施設名：株式会社大月（糸魚川地域） 所在地：糸魚川市大字平牛 1049-2 形式等：油圧ジャンボプレス機（中間処理／紙類の圧縮・梱包） 能力 ダンボール 42 t／日（最大）、新聞・雑誌 104 t／日（最大）
施設名：山本製材所株式会社（青海地域） 所在地：糸魚川市大字田海 118

(4) 廃乾電池・廃蛍光管

「廃乾電池」及び「廃蛍光管」は、市外の間接処理施設等で選別・破碎処理し、金属類等を回収し、市外の処理事業者で処理する。

(5) 廃食用油

「廃食用油」は、市のごみ収集運搬委託業者の保管場所で管理し、収集運搬委託事業者の処理ルートでせっけんの原料として再利用する。

10 最終処分計画

(1) 当市からの廃棄物を搬入する最終処分場の概要

施設名称（最終処分）	処理対象物	埋立容量	埋立面積
中越環境開発株式会社 中越地区産業廃棄物 広域最終処分場 (柏崎市)	焼却灰 ばいじん（飛灰） 焼却残渣	1,646,675m ³	90,273m ²
糸魚川市 一般廃棄物最終処分場 (糸魚川市)	ばいじん（飛灰）	6,000m ³	1,488m ²
エコパークいずもぎき (三島郡出雲崎町)	不燃残渣	1,605,800m ³	97,000m ²
株式会社アシスト (山形県村山市)	不燃残渣	969,056m ³	45,800m ²

(2) 当市からの廃棄物を搬入する資源化施設の概要

施設名称（資源化）	処理対象物	形式等
明星セメント株式会社糸魚川工場 （糸魚川市）	廃プラスチック、ガラス陶磁器類、不燃残渣、焼却灰	セメントキルン2基
新日本電工株式会社 （茨城県鹿嶋市）	焼却灰 ばいじん（飛灰）	電気式溶融炉
メルテックいわき株式会社 （福島県いわき市）	焼却灰 焼却残渣	コークスベッド式溶融炉

本実施計画に記載のない事項については、一般廃棄物の処理に関する関係法令等を遵守する。